

大分大学教育学部附属教育実践総合センター紀要
研究倫理教育の受講に関する申合せ

令和 6 年 5 月 28 日
大分大学教育学部附属教育実践総合センター
紀要編集委員会決定

1. 研究倫理教育の受講については、大分大学教育学部附属教育実践総合センター紀要の編集・発行及び投稿に関する内規のほかに、この申し合わせの定めるところによる。
2. 受講の対象者は、単著の著者及び共著における筆頭著者と投稿者とする。
3. 研究倫理教育の受講については、編集委員会が誓約書により受講の有無を確認する。
4. 研究倫理教育の受講とは、以下の①～③のうち 2 つ以上の通読または受講を完了するものとする。
 - ① 投稿日において最新の「公正研究推進ハンドブック」を通読していること。
 - ② 投稿日までに、「コンプライアンス研修会」を受講していること。コンプライアンス研修会のビデオ視聴による受講も可とする。
 - ③ 投稿日までに、「研究倫理 e ラーニングコース：eL CoRE」を受講していること。本学の受講修了証の有効期間を受講年度から 3 ヶ年度とする。
5. 共著における投稿者は、連名著者の研究倫理教育の受講を確認し、未受講の場合は、4 の受講をさせるなどして、研究不正防止に向け積極的に取り組むこと。

付記

この申し合わせは、令和 2 年 5 月 25 日から実施する。

付記

この申し合わせは、令和 6 年 5 月 28 日から実施する。

(令和 6 年 5 月 28 日 紀要編集委員会決定)